

USPTO、審判請求（ex parte appeal）における早期審理試行プログラムを開始

2020年7月3日
JETRO NY 知的財産部
柳澤、笠原

米国特許商標庁（USPTO）は7月2日、同庁特許審判部への審判請求（ex parte appeal）における早期審理試行プログラム（Fast-Track Appeals Pilot Program）を開始すると発表¹した。

概要は以下のとおり。

- 早期審理試行プログラムは、2020年7月2日から開始。
- 同プログラムの利用を希望する者（appellant）は、利用申請書を提出する必要あり。
- 申請料は400ドル。
- 同プログラムは、申請が承認され早期審理が開始されてから6か月以内に決定を下すことを目的とするもの（現在の平均審理期間は約15か月）。
- USPTOは、1クォーター毎（3か月毎）に最大125件まで申請を受理し、計500件受理した日、または2021年7月2日のいずれか早い日で申請受付を終了。
- USPTOは、同プログラムの期間延長を決定することが可能。

（以上）

¹ <https://s3.amazonaws.com/public-inspection.federalregister.gov/2020-14244.pdf>